

本件に関するお問い合わせ先

『ガルーダ・サポーターズ』

- ・共同代表 宮崎和加子(090-9395-0509)
- ・共同代表 富永さとる(070-6646-5194)
- ・共同代表 本多 敏子(090-6054-3831)

2010年 1月 14日

報道機関の皆さまへ

ガルーダ・サポーターズ

**日本・インドネシア経済連携協定（EPA）に基づく
インドネシア人看護師及び介護福祉士候補者の受入条件の改善を求める提言について**

2010年1月16日、EPAに基づいて受け入れたインドネシア人看護師、介護福祉士候補者の第2陣（361名）が赴任地に出発するにあたり、次のとおり受入システムの改善提案を提起いたします。報道機関の皆さまにおかれましては、本提案の趣旨についてご理解いただくとともに、この受入システムの課題について、看護・介護関係者はもとより、広く国民の関心と理解が深まりますよう、特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

記

1 はじめに

私たち『ガルーダ・サポーターズ』^{別資料1}は、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者の日本での実務研修を支援するために設立された市民ボランティア団体です。

私たちは、今回の受入が、日本・インドネシア両国にとって将来の友好協力関係の一層の発展につながる契機となることを切に願って活動しています。

候補者本人及び受入施設に対するアンケート結果やこれまでの支援活動などを通じて見えてきた現行の受入システムに関する課題を克服するため、本日ここに、次のような改善提案を提起し、厚生労働省をはじめとする日本政府関係諸機関に対し、別添の提言書^{別資料2「提言書」}により、その実現に向けた検討と改善努力を要請する次第です。

2 現行の受入システムの問題点^{P3フロー図}

実務研修開始前の日本語学習の期間が短く（イ・日で合計6ヶ月間）、現場実務及び国家試験合格に必要な日本語能力の基礎を身につけることが難しいこと

実務研修中の日本語学習指導は、基本的に受入施設側に任されており、国家試験合格までの公的な日本語学習支援の仕組みを欠いていること

にもかかわらず、看護師候補者は3年以内、介護福祉士候補者は4年以内に日本語の国家試験に合格できなければ帰国しなければならず、多額の費用と人的負担を投じて候補者を受け入れた病院、施設側のリスクが極めて大きいこと

など

3 受入システム(3ページ)に関する改善提案

そこで、看護師及び介護福祉士国家試験合格に必要な日本語能力と専門知識の計画的な習得が可能となるよう、現行の受入システムを抜本的に改善することを提案します。

改善提案(1) 新たな受入システムの創設 P4フロー図及び別資料2「提言書：2-(1)」

インドネシアの高等学校卒業後に日本語教育を受け、十分な日本語能力を習得した後、日本の看護系大学、看護師養成校又は福祉系大学、介護福祉士養成校に入学し、卒業(国家試験受験資格取得)後に看護師又は介護福祉士の国家試験を受験、国家資格取得に至る新たな仕組み(「外国人介護士」等、新たな在留資格創設を含む)を創設すること

改善提案(2) 現行の受入システムの改善 P3フロー図及び別資料2「提言書：2-(2)」

現行の仕組みを基礎として、研修開始前の十分な日本語教育の機会を確保するとともに、一定の条件の下での研修期間の延長及び国家試験再挑戦が可能な仕組みに改めること

観点：実務研修開始前に十分な日本語能力の習得が可能な仕組みとすること

現行システムでは、来日前4ヶ月、来日後2ヶ月とされている実務研修開始前の日本語教育期間を来日前6ヶ月、来日後1年にそれぞれ延長(費用は日本政府の負担による)し、各課程終了時に日本語能力の到達度確認試験を実施して、合格した応募者が次のステップに進む仕組みとすること

観点：当初の期間内に合格できなかった場合、一定の条件の下に研修期間(在留期間)を延長することが可能な仕組みとすること

現行システムでは、看護師候補者は3年以内(受験機会3回)、介護福祉士候補者は4年以内(受験機会1回)とされている研修期間について、受入施設と候補者本人がともに延長を希望する場合に限り、3年を限度として1年単位で研修期間(在留期間)の延長が可能な仕組みとすること

改善提案(3) 既に来日している候補者への配慮 別資料2「提言書：3」

既に来日している候補者については、国家試験合格に必要な日本語能力習得のための十分な学習機会が確保されていないことを考慮し、期間内に実施される国家試験に合格できなかった場合でも、改善提案 の場合と同様に一定の条件の下での研修期間(在留期間)の延長を認めること、また、日本語を母国語としない言語上のハンディキャップに配慮し、国家試験の試験時間を延長するなどの特別な措置を講ずること

改善提案(1)においては、インドネシア人看護師及び介護福祉士候補者を日本政府が掲げる「留学生30万人計画」に基づく留学生として位置づけ、国費による支援と在留資格(留学)の付与を含む恒久的な受入システムとして整備することを提案します。(EPAとは別枠とすることも考えられる。)

(以上)

現行の受入システムのフロー図と改善提案のポイント

< インドネシア >



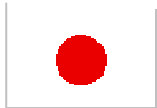
< 看護師候補者 >

看護師資格取得
+ 2年の実務経験

改善提案(2) - 関係部分

日本語語学研修 (4カ月)

< 日本 >



日本語語学研修 (2カ月)
看護導入研修 (1週間)

研修受入(雇用)契約締結

看護補助者として
受入病院に勤務しながら
実務研修に従事

改善提案(2) - 関係部分

(在留期間
3年以内)

受入期間内に
3回まで
受験可能

看護師国家試験
(不合格) (合格)

帰国

看護師登録

看護師として
病院・介護施設等勤務
(在留資格:「特定活動」)

< 介護福祉士候補者 >

高等教育機関卒業
(修了証書 以上取得)
+ インドネシア政府による
6ヶ月の研修(介護士の認定)

日本語語学研修 (4カ月)

日本語語学研修 (2カ月)
介護導入研修 (1週間)

研修受入(雇用)契約締結

施設職員として
受入施設に勤務しながら
実務研修に従事

(在留期間
4年以内)

受入期間内に
1回に限り
受験可能

介護福祉士国家試験
(不合格) (合格)

帰国

介護福祉士登録

介護福祉士として
介護施設・病院等勤務
(在留資格:「特定活動」)

看護師・介護福祉士候補者受入システムの抜本的な改善提案
改善提案(1)「新たな受入システムの創設」関係部分

(介護福祉士については、平成24年度以降の流れ)

< インドネシア >



< 新たな資格取得ルート創設の提案 >

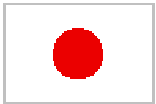
(看護師及び介護福祉士候補者)

高等学校(SMA)

(卒業)

日本語基礎教育(1年)

< 日本 >



日本語能力試験2級合格レベルを
通算18カ月間の学習到達目標とする

日本語継続教育(6カ月)

入学試験
(合格)

入学試験
(合格)

留学生30万人計画の
受入枠組みに位置づけの

看護系大学・短大
または (3~4年)
看護師養成校
(在留資格:「留学」)

福祉系大学・短大
または (2~4年)
介護福祉士養成校
(在留資格:「留学」)

(卒業)

(卒業)

〔卒業から3年間に限り〕
再受験を可とする

〔卒業から3年間に限り〕
再受験を可とする

看護師国家試験
(不合格) (合格)

介護福祉士国家試験
(不合格) (合格)

〔受入施設で
勤務しながら
実務研修
(在留資格:「特定活動」)〕

看護師登録

〔受入施設で
勤務しながら
実務研修
(在留資格:「特定活動」)〕

介護福祉士登録

看護師として
病院・介護施設等勤務
(在留資格:「医療」又は「特定活動」)
更新回数に制限は設けないこと

介護福祉士として
介護施設・病院等勤務
(在留資格:「社会福祉」又は「特定活動」)
更新回数に制限は設けないこと